エコプロ2022

【出展のご案内】

植物の力で世界を変えよう！

プラントベースワールド

日時：2022年12月7日(水)～9日(金)
会場：東京ビッグサイト東ホール

日本経済新聞社

NPO法人ビーグッドカフェ
株式会社ピース・コミュニティ・プラン

企画背景　プラントベースの動向

プラントベースを取り巻く市場：世界でマーケットが拡大・成長

今、世界では欧州を中心に、健康志向の高まりにより動物性食品に代わるプラントベース(植物性)食品が脚光を浴びています。

TPCマーケティングリサーチによると、欧米のプラントベースフード市場は、環境問題への配慮や菜食主義者の増加といった社会背景から年々ニーズが拡大し、2011年からの10年間で約3倍に急成長しているといった結果がでています。

また、ユーロモニターインターナショナルによると、主要100カ国・地域におけるベジタリアン等の人口は、欧米諸国を中心に毎年約1%近く増加傾向にあり、プラントベース食品の消費も伸びています。日本でもプラントベース食品・飲料が普及し、異業種からの投資や企業連携による商品開発・流通開拓など、更なる市場拡大に向けた戦略も生まれています。

本企画では幅広いステークホルダーに、プラントベース製品を取り入れたライフスタイルの魅力やSDGsとのつながりをダイレクトに訴求します。
ぜひご出展を賜りますようお願い申し上げます。

欧米のプラントベースフードの市場

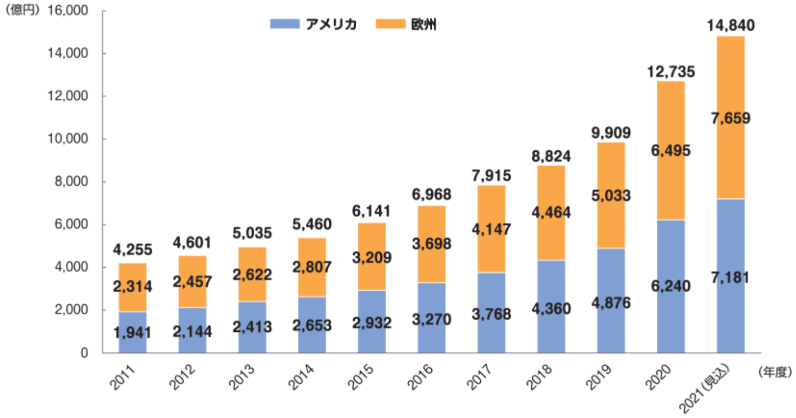

2021年6月4日 日経電子版「欧米のプラントベースフードの市場について調査結果を発表」TPCマーケティングリサーチ調べ　より作成

プラントベースにおける「衣」：新たな植物素材に高い価値を見出す

今、植物由来のファッションにも注目が集まっています。
私たちが身につけている洋服やカバンには、レザー・毛皮・羽毛・シェルなど、動物由来の素材も多く使われています。これら全て排除し、植物の持つ素材力を最大限に引き出すことで、衣類に魅力を持たせた製品が誕生しています。

リンゴの芯や皮を使ったアップルレザーや、パイナップルの葉の繊維から作られたピニャテックス、乾燥させたサボテンの葉を加工したサボテンレザー、カポックという木の実から取れ吸収発熱に優れるカポックコットン、そしてシーセルというミネラルやアミノ酸などが豊富に含まれた海藻繊維など、近年生まれた素材は優れた環境性、新規性、希少性を兼ね備えており、今後の業界動向から目が離せません。

プラントベースにおける「食」：誰がどこで買っている？

大豆ミート購入者の多くは女性40-60代ですが、近年では特に
40代～50代男性のシェアが増加傾向となっています。

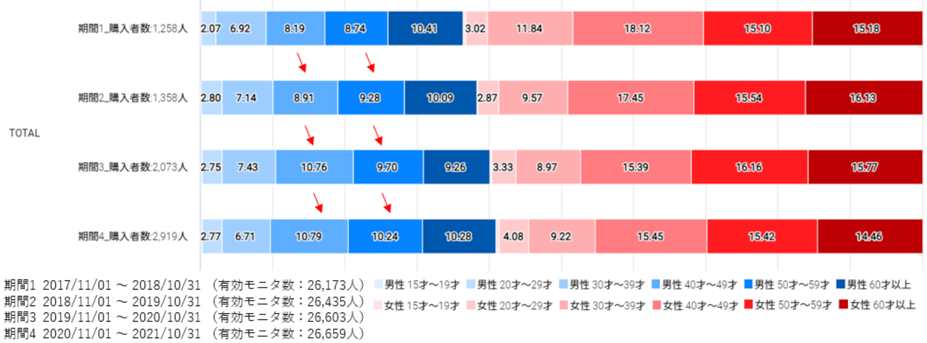

直近2年間で**スーパーとコンビニのシェアが増加**しています。

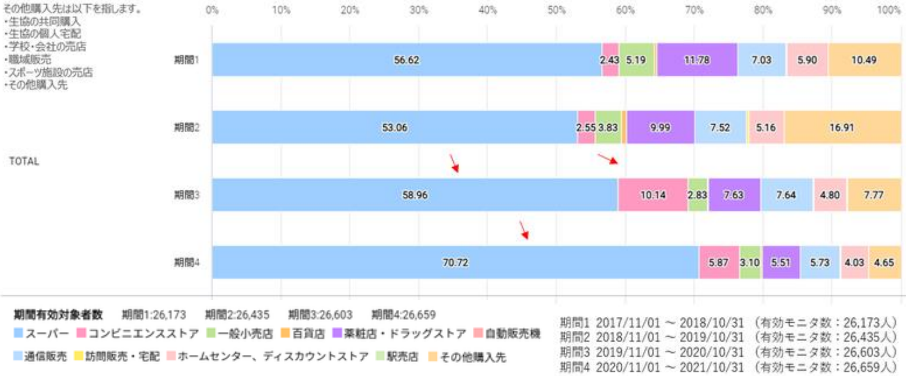

出典：株式会社マクロミル QPR™データより

プラントベースにおける「住」：自然の豊かさやあたたかさをより身近に

日本には国土の3分の2を占める森林があり、木材が住宅や公共施設などの建物やインテリア、食器に活用されてきました。木材住宅は鉄骨住宅などに比べ、断熱性が高く乾燥を防ぎ湿気を緩和するという特徴があります。軽くて強度もあるため、重さを抑え負荷を小さくすることも強みです。

国内では、植物由来の天然素材100%で作られた壁紙や、針葉樹に比べ成長時のCO2吸収量が約7倍も多いとされる植物ケナフを原料とした家具が生み出されています。海外でも100%植物由来の生分解性バイオプラスチック素材、穀物の廃棄部分やキノコの繊維でできた家具などが開発されています。

世界では、新型コロナウィルスの影響で建築用木材の供給が需要に追いつかないことから、木材価格の高騰「ウッドショック」が起こっています。木材輸入が不足し、これまでの想定価格で住宅建設できなくなる可能性が出ていることから、国産材へ切り替えを進めていくべきとの意見もあります。

しかし、国内林業は労働力不足や市場価格の不安定さなどの問題をはじめ、簡単に国産材の供給を増やすことが難しいという課題を抱えています。このような現状の下、国産材の活用を含め、サプライチェーンの強化に向け対策を講じていくことが必要と考えられます。

プラントベースワールドとは

植物の力を活かす商品を一堂に集め、これからの新生活様式を支える基盤となる様子を可視化します

衣 の例

サボテンやリンゴなどの素材もレザーにできることを知って、物づくりに必要な材料の選択肢が増えてきていることを実感した。ぜひ購入したいと思った。

本来は捨てられてしまうりんごの皮などをレザーにすることで環境にも優しく新たに発展する素晴らしいアイデアであると感じた。

食 の例

大豆ミート企業は日本人の国民性上、ヴィーガン志向が広がることは少ないのかもしれないが、関心を生むパイオニアであると感じた。実際に試食をしたら、お肉に近い味で、精進料理を食べているようだった。身体に良さそうなので、また食べてみたい。

コーヒー自体に工夫をするのではなく残りカスを燃料とすることで味の品質を落とさず製品を作ったのはすごいと思いました。

住・暮らし の例

植物から作られているとは思えないくらい質感が良いものが多く、物を作るのに必要な材料の選択肢が増えてきていることを実感した。

植物が世界を救う時代がきていると実感した。衣食住含め、植物を意識した生活をおくろうと思う。

企画構成

「出展者エリア」と「情報発信エリア」が一体となった複合的なテーマゾーンで来場者の関心を一層高め出展者エリアの誘致につなげます

❶ 出展者エリア

プラントベースに関する製品・サービスを出展いただくエリアです。植物の力を活かした商品を一堂に集め、その価値を発信します。
来場者とのダイレクトなコミュニケーションをマーケティング等にご活用ください。

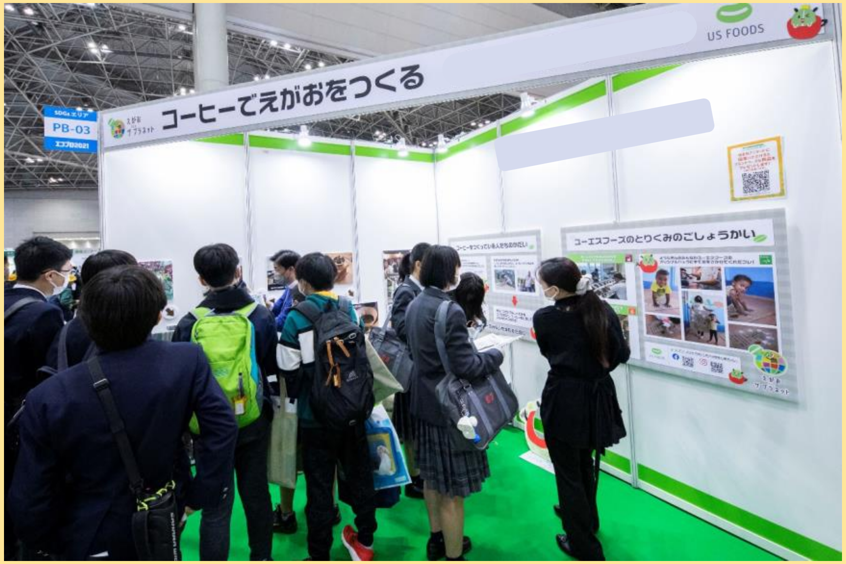

❷ 情報発信エリア

エコプロ主催者が出展エリアの情報を紹介し、SDGs・地球環境や健康とのつながりを訴求します。
新たな視点や情報も盛り込むことで、来場者の意識変容につなげます。

出展エリア小間料

▶スタンダードスペース　9小間以上の申込者のみ、独立小間でスペース渡し(図1)

●1小間：3m × 3m = 9㎡　　●出展小間料：1小間あたり¥363,000(税込)

▶スタンダードブース　1~8小間の申込者、背面・側面の壁面パネル付き(図2)

●1小間：3m × 3m = 9㎡　　●出展小間料：1小間あたり¥385,000(税込)

◆隣接小間に接する壁面パネルを外すことはできません。

◆4小間でお申し込みの場合は、小間の形状（単列・複列 のいずれか）をご選択ください。

単列:　複列:　※1～3小間および5小間は単列、6小間以上は複列となります。

図1　スタンダードスペース[9小間以上の場合]

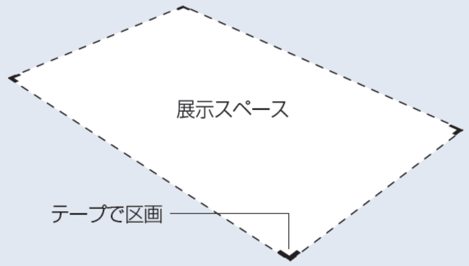

図2　スタンダードブース[1小間の場合]

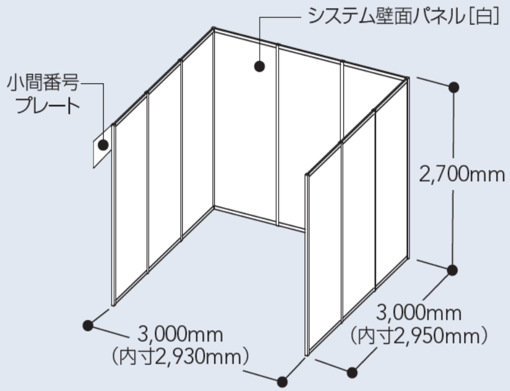

● 不可抗力による開催中止等の場合の出展料金について
新型コロナウイルス感染症の拡大等、不可抗力により本展示会の開催中止を主催者が判断した場合、
以下のとおり出展料金を返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。
出展者の都合による出展キャンセルは、通常のキャンセル料がかかります。詳細は、出展規約をご参照ください。

- 2022年10月11日(火)まで：出展料金の100%
- 2022年10月12日(水)から11月12日(土)まで：出展料金の80%
- 2022年11月13日(日)から12月4日(日)まで：出展料金の70%
- 2022年12月5日(月)から6日(火)まで［搬入・設営期間］：出展料金の50%
- 2022年12月7日(水)から9日(金)まで［会期中・搬出撤去期間］：出展料金の0%

● 出展小間料以外に発生する主な費用 ※詳細は9月7日(水)に行う出展者説明会でご案内します。

小間装飾費	床面のカーペットや机・椅子、電気・照明器具などの備品の手配、および小間の装飾については、各出展者の負担で行ってください。なお主催者でもパッケージ装飾、展示台、パンチカーペット、椅子、映像機材などのオプション・リース備品をご用意しています。
電気工事費	1kWあたり12,100円(予定・税込) ※小間までの配線と開閉器(ブレーカー)設置工事費および会期中の電気使用料を含みます。開閉器から小間内の電気配線工事は各出展者で行ってください。
通信回線費	●ビッグサイト共有回線インターネット100M 1回線につき88,000円(予定・税込) ●専有光回線(ファミリータイプ／動的IPアドレス)1回線につき132,000円(予定・税込) など
来場者データ提供サービス	QRコードを読み取った来場者のデータを最速で開催当日から提供するサービスを行います。ブース来場者にいち早くフォローするため是非ご活用ください。詳細はP.16を参照してください。

■共同出展■　【エコプロ展出展者対象】複数企業・団体で共同出展することができます（NPO協働プラザ、大学・教育機関コーナーを除く）。
共同出展グループは、出展者一覧や会場図で連名表記ができます。共同出展グループ内の幹事者が代表して出展申し込みを行ってください。
［共同出展グループ表記例］日本経済新聞社／日経エコマテリアル／日経エコサービス／日経エコ印刷

■小間位置の決定　会場全体の基本構成とレイアウト、各社の小間位置は、出展者数、展示小間数などを考慮して、主催者が決定します。その際、出展者による隣接配置などの要望は、反映されない場合があります。

■装飾物の高さ規定　「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」に沿って、小間の高さ制限を設定します。2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは避けるよう設定し、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境の確保にご協力をお願いいたします。

お申込み方法

STEP 1

＊出展内容を入力＊

ウェブサイト内の出展申し込みページにアクセスし、「出展規約」に同意の上、案内に従って**出展内容を入力**し、お申し込みください。
お申し込み情報入力の際、「申込小間数と出展料金欄」出展ゾーンで**【プラントベースワールド】を選択**してください。
※過去に出展したことがある場合は、すでにお持ちの出展者IDを使って「出展者マイページ」からお手続きください。
※広告代理店を通してのお申し込みの場合、主催者が認めた広告代理店に限らせていただきます（ご不明の場合は主催者へお問い合わせください）。
※「ウェブサイト表示名（出展者名）」は案内チラシやウェブサイトなどに掲載されます。

STEP 2

＊出展申込書PDFをプリントアウト＊

出展内容を主催者事務局で確認した後、「出展申込書提出依頼」のメールを出展担当者宛てにお送りします。新規申込の場合は、このときに出展者IDをお知らせします。電子メールの案内に従って「出展者マイページ」にログインし、STEP1で入力した内容が印字された**出展申込書PDFをプリントアウト**してください。

STEP 3

＊出展申込書を提出＊

プリントアウトした出展申込書に代表者印（または社印）を押印のうえ、以下の方法で主催者事務局までご提出ください。
出展申込書提出締め切り：出展者ID送信日から2週間以内
① 出展申込書をスキャンし、スキャンデータを出展者マイページからアップロードする
② ①が難しい場合は、出展申込書の原本を主催者事務局まで郵送する
※出展申込書を郵送する場合は、必ず事前にコピーを取りお手元に保管してください。
※期限内に出展申込書を送付いただけない場合は、出展取り消しとさせていただく場合があります。

STEP 4

＊出展申込書の受理＊

主催者事務局から**出展申込書を受理**した旨、電子メール（出展申込受理メール）でお知らせします。このメールを送信した時点で出展申し込みを受理したものとします。また、追って請求書を発送します。

STEP 5

＊出展料の振り込み＊

振込手数料は出展者にてご負担ください。期日までに出展者または広告代理店からの入金が確認できない場合は、申し込みを取り消すことがあります。

STEP 6

＊共同出展登録＊

複数の企業・団体と共同で出展される場合も展示会への出展申し込み、および主催者の出展受理の手続きが必要です。共同出展の代表出展者は、「出展者マイページ」にログインしていただき、左メニューの「共同出展者の招待」から共同出展者の担当者へ招待メールをお送りいただきます。
招待メールには、共同出展申込フォームのURLが記載されておりますので、リンク先から出展申込手続きを行っていただきます。

＊以降の流れ＊

各種提出書類締切 9月中旬~11月中旬
→ **ウェブサイト公開** 10月下旬
→ **広報本格化 出展者へチラシ送付** 10月下旬~12月上旬
→ **搬入・施工** 12月5日(月)~6日(火)
→ **会期** 12月7日(水)~9日(金) 10:00～17:00
→ **即日撤去** 12月9日(金) 22:00迄

出展規約

下記文章をよくお読みいただき、ご了承のうえお申し込みください。

【1. 規約の履行】
出展者（共同出展者を含みます、以下同じ）は「SDGs Week EXPO」2022年開催の各展示会（「エコプロ」「社会インフラテック」「カーボンニュートラルテック」「自然災害対策展」「ウェザーテック」ほか企画展、関連企画を含み、これらを含めて以下「本展示会」と総称します）に出展するにあたり、本規約、主催者から提示された「出展のご案内」（出展要項）、「出展者説明会」で配付する「出展細則・提出書類」、請求書、その他主催者から個別に提示される各種書類・電子メール等の記載内容（これらを以下「本展規約等」と総称します）を遵守しなくてはなりません。また、出展者は、その役員・従業員・株主・出資者等の関係者、出展を取り次ぐ広告代理店、および展示スペースにかかる設営・撤去業者、展示の運営委託先その他本展示会に関して締結する契約の相手方（かかる契約相手方の再委託先・再々委託先等を含みます）（以下これらの者を「出展者関係者」と総称し、出展者と出展者関係者を「出展者等」と総称します）をして、本展規約等を遵守させるものとします。出展者等がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期（本展示会の搬入期間・開催期間を含みます）を問わず、次回以降を含む出展申し込みの不受理、承諾した出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更の命令、実演方法の変更・中止の命令、または関連サービスの提供中止を行うことができます。その際、主催者の判断基準・根拠などは公表しません。出展取り消しとなった場合でも、出展者は本規約【4. 出展キャンセル】に規定のキャンセル料を主催者に支払わなければなりません。キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、主催者は別途損害賠償を請求します。また主催者は、出展申し込みの不受理、出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更、実演方法の変更・中止などによって生じた出展者等の損害は補償しません。

【2. 出展にあたっての諸注意】
2-1. 出展者は、主催者が定める本展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。主催者が、主催者が独自の裁量にて定める出展基準に従い、法人・団体および製品・サービスなどが出展に適さないと判断した場合（下記事例を含みますが、これらに限られません）には、出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。
《出展申し込み受理の保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする事例》
「出展申込書その他の提出書類の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合」
「出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合」
「出展者が第三者の権利（知的財産権、肖像権など）やプライバシーを侵害していると判断される場合」
「他の出展者や来場者などから苦情が予想される場合」
「出展者が自ら法的整理手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合」
「出展者が【10. 反社会的勢力の排除】に定める反社会的勢力であることが判明した場合」
「主催者が開催した過去の展示会で出展規約に違反したか、出展取り消しとなったことがある場合」
「その他、出展が不適当と主催者が判断する場合」
2-2. 感染症などの発生や流行地域としてWHO（世界保健機関）や厚生労働省、外務省等が指定・勧告する国・地域からの出展を保留またはお断りする場合があります。なお、指定国・地域外においても主催者の判断で関連書類の提出を求める場合があります。

【3. 出展申し込みおよび出展料金の支払い】
3-1. 出展申込書は主催者が定める方法で提出するものとします。出展申込書を主催者が受領し、出展審査を経て、主催者が出展申込受理通知を発送（電子メールまたは郵送による）した時点をもって正式な出展申込受理とします。本展示会に初めて出展申し込みをする場合は、「会社案内」「製品カタログ」など主催者が定める添付資料を主催者が定める方法で提出するものとします。なお別途必要な添付資料を定める場合があります。すべての添付資料をご提出いただかない場合、主催者は出展申し込みの保留または出展をお断りすることがあります。出展申込書、添付資料その他すべての提出書類は返却しません。出展者はコピーを自ら保管するものとします。なお出展者は、主催者が認める広告代理店に出展の取り次ぎを委託することができます。
3-2. 出展申込受理の後、主催者は出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店。特に断らない限り本3-2において以下同じ）に出展料金を請求します。出展者は主催者が定める期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者が負担するものとします）。主催者が定める期日までに出展料金の振り込みがない場合、主催者は出展申込受理を取り消す権利を持ちます。（出展者（広告代理店を含みません）が広告代理店に対して出展料金を支払い済みであるか否かは問いません。）
3-3. 主催者は、天災地変、疫病、感染症の蔓延、交通機関の遅延、ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由により本展示会の開催を中止、会期短縮（会期途中の打ち切りを含む。以下同じ）または延期する場合があります。中止の場合、主催者に支払われた出展料金は、以下の基準により返金します（広告代理店を通してのお申し込みの場合は広告代理店に返金します）。
①2022年10月11日（火）まで出展料金の100%
②2022年10月12日（水）から11月12日（土）まで出展料金の80%
③2022年11月13日（日）から12月4日（日）まで出展料金の70%
④2022年12月5日（月）から6日（火）まで[搬入・設営期間]出展料金の50%
⑤2022年12月7日（水）から9日（金）まで[会期中・搬出撤去期間]出展料金の０%
なお、会期短縮または会期を延期する場合は、出展料金の取り扱い、変更後の会期および会場などについて出展者へあらためて提示します。

【4. 出展キャンセル】
4-1. 出展申込受理後の出展取り消し・解約は認められません。出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店を含みます）の事情により、出展の全部または一部の取り消し・解約をする場合、出展者（広告代理店が出展を取り次ぐ場合には広告代理店）は主催者が認める方法で主催者に届け出たうえ、キャンセル料として出展料金の全額を主催者に支払わなければなりません。
4-2. 出展申込受理後はキャンセル料が発生し、出展料金の全額をお支払いいただきます。
4-3. キャンセル料以上の損害が主催者またはその関係者に発生している場合には、別途損害賠償を請求します。

【5. 展示スペースの割り当て】
5-1. 出展者の展示スペースは、主催者が定める小間の配置・形状に基づき決定します。出展者はその結果に従うものとします。
5-2. 出展者は、主催者が定めた展示スペースをいかなる理由があっても、その全部または一部を問わず、他の出展者や第三者との間で交換・譲渡・貸与などすることはできません。
5-3. 主催者は、会場および所轄の警察署・消防署・保健所などによる指導・命令または出展キャンセルなどがあった場合、出展者の承認を要せず小間配置の全体レイアウトを変更することができます。

【6. 各種書類の提出】
出展者は、「出展細則・提出書類」の提出書類など主催者が求める各種書類を指定期日までに所定の方法で提出しなければなりません。期日に遅れた場合、主催者およびその関係者は申し込みを受理しないことがあります。

【7. 展示に関するルールの概要】
7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスのみが出展対象となります。その親会社・子会社・関連会社その他の関係会社およびグループ・提携関係にある法人・団体であっても出展申込書に記載がない場合は、それらの製品・サービスなどの出展や、小間内でそれらの社名などの掲出ができない場合もありますのでご注意ください。
7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者が定める方法で主催者に届け出たうえで、許可を得なければなりません。
7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、「出展細則・提出書類」に規定され、出展者等はこれを遵守しなければなりません。
7-4. 出展者等は、通路など自社小間内以外の場所で展示・宣伝・即売行為などを行うことはできません。また近隣の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はこれに従うものとします。
7-5. 出展者等は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演や不快感を与える実演など、他の出展者等や来場者の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他の出展者等や来場者に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができ、出展者はその判断に従うものとします。なお自治体の火災予防条例により危険物の持ち込みは禁止されていますので、装飾物・演出としての裸火、煙・スモークマシン、ネオン管などの使用はできません。

7-6．出展者等は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
7-7．出展者等は、本展示会会期中および会期後に他の出展者等や来場者などに対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）を行ってはなりません。かかる行為があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止を命令し、または次回以降の出展申し込み拒否を決定する権利を持ち、出展者はこれに従うものとします。
7-8．本展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して、主催者はその責を一切負いません。
7-9．写真・動画撮影については、出展者は主催者に届け出て了承を得た後、自社ブースのみ撮影することができます。
7-10．出展者が展示会場内で酒類を販売または試飲提供する場合は、未成年者や車両運転者には提供してはいけません。出展者が酒類を販売または試飲提供したことによって、未成年者の飲酒や車での来場者が飲酒運転などの事件・事故を起こした場合、主催者は一切その責を負いません。
7-11．その他、前各項のルールに違反するなど、出展者等の展示内容や行為により、他の出展者等や来場者などから苦情の申し立てや展示会場内で紛争を引き起こすことが予想されるか、現に苦情や紛争が生じた場合、主催者は主催者の判断で出展の取り消しを決定することがあります。その場合、出展者等はその決定に従うものとします。

【8．個人情報の取り扱い】
8-1．出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切に取得しなければなりません。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用するものとします。特に第三者提供を行う場合は、法令で許される場合を除き、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」を取らなければなりません。
8-2．出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営を行わなければなりません。
8-3．出展者は、「個人情報」の情報主体から展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の要求や、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応を取らなければなりません。
8-4．出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合、出展者は自らの責任で当該紛争の解決にあたるものとします。かかる紛争に関し、主催者は一切の責を負いません。

【9．損害賠償責任】
9-1．主催者はいかなる場合においても、出展者が展示スペース、印刷物および本展示会ウェブサイトを使用することによって出展者または第三者に生じた生命、身体、財産、名誉または信用への損害に対し、一切の責を負いません。
9-2．出展者等は、故意・過失の如何を問わず、展示会場内およびその周辺の建築物・設備および主催者が用意した設備に与えたすべての損害について、遅滞なく賠償するものとします。
9-3．出展された製品・サービスについて他の出展者や第三者と紛争が起きた場合、主催者はその責を一切負いません。出展者はその費用と責任において、これを解決、処理し、主催者には一切迷惑をかけないものとします。万一、主催者に紛争に関連して損害等が発生した場合、すみやかに補填しなければならないものとします。
9-4．主催者は、天災地変、疾病、感染症の蔓延、交通機関の遅延・ストライキ、戦争、内乱、テロその他の不可抗力のほか、主催者の責によらない事由による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-5．主催者の責により本展示会が会期短縮または開催中止となった場合、主催者は出展者等に対し遺失利益を除く損害について賠償責任を負います。ただし、損害賠償額（返金する出展料金額を含む）は、当該出展者等にかかる出展料金の金額を超えないものとします。
9-6．主催者は、会場マップ、ウェブサイト、ガイドブックやその他の告知宣伝物の誤植等によって生じた出展者等の損害は補償しません。
9-7．搬入期間を含む開催期間中に、出展者等が自らの行為に起因して他の出展者等または来場者等に生命、身体、財産、名誉または信用への損害を含むいかなる損害を与えた場合も、主催者は一切の責を負わず、他の出展者等または来場者との間の紛争等は、出展者等の責任のもとで解決するものとします。

【10．反社会的勢力の排除】
10-1．出展者は、出展者等が現に反社会的勢力（以下の❶～❽に掲げる者および団体をいう）ではないこと、または過去においても反社会的勢力ではなかったことを主催者に対して表明・保証するものとします。
❶『無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律』に基づき処分を受けた団体もしくはかかる団体に属している者、またはこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくはかかる団体に属している者またはこれらの者と取引のある者
❷『組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律』に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等収受を行いもしくは行っている疑いのある者、またはこれらの者と取引のある者
❸『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体ならびにこれらの構成員
❹総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体または個人
❺暴力、威力、脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
❻前❶～❺のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」という）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
❼反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
❽反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体
10-2．主催者は、出展者等が前項に違反した場合、その出展を取り消すことができ、すでに受領した出展料金を返金せず、また取り消しによって出展者等に生じた損害も賠償しません。

【11．その他】
11-1．本展規約等に関連して生じる一切の紛争は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに出展者は同意するものとします。
11-2．主催者は、法令の許容する範囲内で本規約を変更することがあります。その場合、主催者は出展者に対し、本規約を変更すること、当該変更の内容および効力発生時期を適宜の方法で事前に周知します。当該効力発生時期以降は、変更後の本規約が適用されます。

お問合わせ先

出展についてご興味をおもちいただけましたら、お気軽に下記までお問合せください。
お申込み方法など詳細についてご案内させていただきます。

NPO法人ビーグッドカフェ「プラントベースワールド事務局」
担当：太刀川（たちかわ）

〒154-0024　東京都世田谷区三軒茶屋 2-17-10 ワタナベビル 4F
TEL：03-6413-8801 / FAX：03-6368-6410　E-mail：tachikawa@begoodcafe.com